◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　掲載日
平成23年１月26日（号外政府調達第16号）
2　訂正内容
23ページ第１段目「１　調達内容」に「⑻　本業務に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札及び契約締結は平成23年４月１日とするが、当該業務に係る平成23年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。」を追加します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年３月８日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　難波　喬司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
1　掲載日
平成23年１月21日（号外政府調達第13号）
2　訂正内容
35ページ３段目、「１　調達内容」に「⑻　本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。」を、４段目、「３　入札書の提出場所等」に「⑺　開札の日には落札決定を保留したうえで落札予定者を決定し、４月１日に落札決定を行う。契約日は、平成23年４月１日までに平成23年度予算が成立した場合は平成23年４月１日とし、平成23年４月２日以降に成立した場合はその成立日とする。」をそれぞれ追加します。

入札公告の訂正

次のとおり入札公告を訂正します。
平成23年３月８日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
長崎医療センター院長　米倉　正大
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　42
平成23年１月27日（号外政府調達第17号・75ページ）掲載の入札公告（第13802号）について、１⑵の③「グラニセトロン点滴静注液３㎎バッグ「ＮＫ」（３㎎・100㎖／１袋）１箱（５袋入）第１回目　564箱、第２回目　846箱」及び５⑶の③「Granisetron injection 3mg bag (3mg 100㎖／bag) 1case (5bags) 1st contract : 564cases 2nd contract : 846cases」をそれぞれ削除いたします。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年３月８日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　北村　　匡
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発札幌第12号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　篠津中央二期農業水利事業　石狩川頭首工右岸管理橋建設工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道樺戸郡月形町
⑷　工事内容
工事延長　Ｌ＝268.5m、
形式　３径間連続鋼床版箱桁橋
橋長（幅員）：Ｌ＝268.5ｍ（一般部Ｗ＝9.5m、拡幅部Ｗ＝12.5m）
支間割（長）：Ｌ＝88.8m×３
鋼橋上部工　工場製作工
（主構造）：Ｗ　1,521ｔ
（付属物）：Ｗ　35ｔ
橋梁付属物工　支承工：Ｎ＝８基
落橋防止装置工：Ｎ＝８箇所
架設工　クローラークレーンベント工法：Ｎ＝１式
⑸　工期　平成25年７月10日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材（耐候性鋼材等）：Ｗ　1,556ｔ、支承：Ｎ＝８基、落橋防止装置：Ｎ＝８箇所
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑿　本工事は、平成23年度本予算が成立し契約に係る事務手続きが整った場合にのみ有効である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷①　平成７年度以降に、下記アからウの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
ウ　最大支間長が30m以上であること。
ただし、アからウは同一工事であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成７年度以降に下記アからイの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
ただし、アからイは同一工事であること。
⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。
なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。